

感染予防に資する物品の調達にかかる

県内製造企業からの物品調達優遇制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県の機関（企業庁、病院事業庁及び県が主体として組織する実行委員会方式を含む。）が行う感染予防に資する物品の調達において、感染予防に資する物品の県内製造体制の構築及び県内企業の製造の安定を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 感染予防に資する物品 次のアからオまでのいずれかに該当するものをいう。

ア マスク 不織布を主な本体材料として、口と鼻を覆う形状で、花粉、ホコリなどの粒子が体内に侵入するのを抑制し、かぜなどの咳やクシャミの飛沫の飛散を抑制することを目的に使用される、薬事法に該当しない衛生用製品

イ 消毒液 「医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき必要な手続きを得たアルコール消毒液、または「食品衛生法」の許可を得て食品添加物を製造する事業者が製造するエタノールであって、厚生労働省が手指消毒用として示した範囲内の濃度（70～83 vol%）の高濃度エタノール製品

ウ 医療用ガウン・エプロン 湿性生体物質による汚染から医療従事者や患者、物品を守るガウン・エプロン形状のもの

エ フェイスシールド 湿性生体物質の飛沫が飛散する場合に、それに含まれる病原体による曝露から顔面全体または一部を防護するもの

オ その他知事が必要と認めるもの

(2) 物品の調達 物品の買入れをいう。

(3) 製造企業 次のアからウまでのいずれにも該当する者をいう。

ア 三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）第61条第1項に規定する競争入札参加資格を有する者

イ 県内に工場等を有する法人事業者

ウ 県内の工場等において、感染予防に資する物品の製造を行う者

(4) 契約締結権者 知事、企業庁長、病院事業庁長及び県が主体として組織する実行委員会長又はその委任を受けて契約の締結権を有する者をいう。

(製造企業の登録届出等)

第3条 製造企業であって、第5条に規定する優先的取扱いを受けようとする者は、知事の登録を受けなければならない。

- 2 製造企業のうち、前項の登録を受けようとする者は、「感染予防に資する物品の製造企業登録届出書（第1号様式）」を知事に届け出るものとする。
- 3 知事は、前項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、適格と認めるときは登録を行うものとする。

(名簿の公表)

第4条 知事は、前条第1項の規定により登録を行った製造企業について、受注可能な物品の内容を付記した名簿を作成し、公表するものとする。

(随意契約における優先的取扱い)

第5条 契約締結権者は、随意契約により物品の調達を行う場合であって、当該契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第1号に該当するときは、予算の適正な執行に配慮しつつ、他の者に優先して、第4条に定める名簿により公表する製造企業から見積書を徴取する（三重県会計規則運用方針第74条関係の4の規定に基づき、見積書の徴取を省略し、電話での問い合わせ等により見積金額を提示させる場合を含む。次項以下において同じ。）よう努めなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、見積書を徴取する者の数は、予定価格が10万円以上の場合にあつては2者、予定価格が10万円未満の場合にあつては1者とすることができる。ただし、発注する物品の内容によって発注可能な製造企業が1者しかない場合は、見積書を徴取する者の数を1者とすることができる。
- 3 前項に規定する2者に見積もりを徴取する場合において、1者しか見積もりの提出がない場合は、登録名簿に記載する他の製造企業に見積もりを依頼しなければならない。ただし、登録名簿に記載する製造企業が他にない場合には、見積書を徴取する者の数を1者とすることができる。

(変更の届出)

第6条 第3条第1項の規定により登録された製造企業において、当該登録の内容に変更が生じたときは、「登録内容変更届出書（第2号様式）」により、遅滞なく知事に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第7条 第3条第1項の規定により登録された製造企業において、登録の廃止を希望する場合は、「登録廃止届出書（第3号様式）」により、届け出ることとする。

(登録の取消及び名簿からの抹消)

第8条 知事は、第4条に定める名簿により公表する製造企業について、次のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消し、名簿から抹消するものとする。

(1) 第2条第3号の規定に該当しなくなったとき。

(2) 第7条の規定による届出があったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。

2 第3条第1項の規定により登録された製造企業において、前項第1号に該当となった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

3 知事は、第1項第3号の規定により登録を取り消した製造企業については、当該取消の日から起算して、2年間は登録を行わないものとする。

(調査)

第9条 知事は、登録を受けた者に対して、適宜必要な検査を行うことができるものとする。

(事務の所掌)

第10条 本要綱に関する事務は、雇用経済部企業誘致推進課で所掌する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。